4

個人住民税(市町村民税・府民税) 特別徴収の事務手引き

京都府内の市町村は平成30年度から 個人住民税の特別徴収義務者を一斉指定します。

特別徴収とは?

事業主が、従業員へ支払う毎月の給与から、所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税 (市町村民税と府民税)を徴収して(天引きして)、従業員に代わって従業員が1月1日現在に居住する市町村に納入していただく制度です。

地方税法上、個人住民税は特別徴収による徴収が義務とされています。

特別徴収制度の仕組み



③特別徴収税額 の通知

④給与支払の際 税額を徴収

「6月から翌年の5 [†] 月まで毎月の給与 - 支給日 ①給与支払報告書提出 (1月31日まで) (3特別徴収税額の通知

③特別徴収税額の通知 (5月31日まで)

⑤税額の納入 (翌月10日まで)

②税額の計算



事業主(給与支払者)

納税義務者 特別

特別徴収義務者

従業員の居住する

市町村

目 次

従業員(給与所得者)

1 特別徴収義務者の指定・・・・・・・P1 2 特別徴収の対象になる方・・・・・・P1 3 給与支払報告書等の提出・・・・P1~5 ★普通徴収切替理由書(兼仕切紙)の記載例 ★特別徴収実施困難理由届出書の記載例 ★給与支払報告書(個人別明細書)の記載例 ★給与支払報告書(総括表)の記載例 4 特別徴収税額通知書の送付・・・・P5	5 特別徴収の納期と納入方法・・・・・・・P5 6 税額の変更通知・・・・・・P6 7 退職・休職者の徴収方法・・・・・P6 8 異動届などの提出・・・・・・P6 9 退職所得に係る個人住民税の特別徴収・P6 10 Q&A・・・・・・P6 11 お問い合わせ先・・・・P7
---	--